

国民年金保険料の「学生納付特例」の申請をお忘れなく！

●申請・問合せ先 市国保年金課医療・年金係(内線423・427)市役所本館1階(⑥番窓口)
久留米年金事務所 ☎33-6206

20歳になったら、学生でも国民年金に加入し保険料納付が義務づけられます。「学生納付特例制度」は、在学期間中の保険料納付を猶予し、社会人になってから払うことができる制度です。

(1)対象となる学生

大学(大学院)、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校等に在学する20歳以上の学生で、本人の前年の所得が一定額以下の人
※学校法人の認可を受けていない各種学校、予備校、海外の学校は対象外です。

(2)申請は毎年度必要です

平成24年度中に学生納付特例の承認を受けていた人も、年度が変わると再度申請が必要です。窓口で申請する場合は、平成26年4月まで申請できます。
※昨年度申請された人は3月末に郵送されるはがき(右図参照)で継続申請ができます。

(3)手続きに必要なもの

- ①学生証(コピー可)または在学証明書
- ②家族等の代理申請の場合は認印
- ③年金手帳

(4)保険料への加算金

学生納付特例期間については、10年以内であればさかのぼって納付(追納)できます。

ただし、3年度目以降の納付の場合、当時の保険料に加算金がつきます。

※郵送される継続申請はがき

微小粒子状物質(PM2.5)の注意喚起について

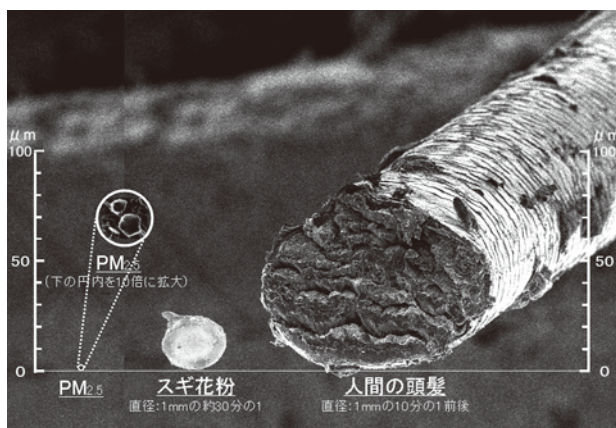
●問合せ先 生活環境課環境係(内線153)

福岡県では、微小粒子状物質(PM2.5)について、環境省が示した暫定指針値(日平均値 $70\mu\text{g}/\text{m}^3$)を超えると予測される日は、注意喚起を行っています。

PM2.5(微小粒子状物質)とは

大気中に浮遊する粒子状物質の中で、粒径 $2.5\mu\text{m}$ (マイクロメートル)以下の小さなもの。(1 μm は1mmの千分の1)

工場のばい煙や車の排気ガスなどが発生源で、目には見えない小さな粒子のため肺の奥深くまで入りやすく、肺がんや呼吸器系への影響に加え、循環器系への影響も懸念されています。



▲東京都ホームページより引用

注意喚起時の行動の目安

- ・不要不急の外出や屋外での長時間の激しい運動をできるだけ減らす。
- ・換気や窓の開閉を最小限にし、屋内への外気の侵入をできるだけ少なくする。

【注意】呼吸器系や循環器系疾患がある人、小児、高齢者はより慎重な行動が望まれます。

注意喚起方法

- テレビ、ラジオ
 - 市ホームページ(<http://www.city.ogori.fukuoka.jp/>)
 - 福岡県防災情報メール配信システム「防災メール・まもるくん」(要登録)
 - 「防災メール・まもるくん」への登録は下記へ(登録無料)
- <http://www.bousai.pref.fukuoka.jp/mamorukun/>



注意喚起を行う基準

午前5時～7時の1時間毎の間の平均値が $85\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超過した場合、注意喚起を行います。

小郡市(観測局：筑後小郡)のPM2.5の速報値は、ホームページ「福岡県の大気状況」を参照ください。
<http://www.fihes.pref.fukuoka.jp/taiki-new/Jiho/OyWbJiho01.htm>